

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字勝呂字片瀬 八六二番一地先から 同郡同町大字木呂子字萬所一 一九番七地先まで (ただし、関係図面に表示する 部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月二十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和四年五月十七日付け埼 玉県東松山県土整備事務所 長告示第七号で告示した道 路予定区域の一部供用開始 である。延長一六〇・六四 メートル</p>